

令和8年2月25日

会員各位

一般社団法人奄美群島観光物産協会
代表理事 安田 壮平

不適正な会計処理に関するお詫び

このたび、当協会職員が不適正な会計処理を行っていたことが判明いたしました。

今回の事案は、法人としての信頼を失わせるものであり、会員の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、深く反省し、信頼回復に向け管理体制の一層の強化に努めてまいります。

本事案の主な内容につきましては下記のとおりであり、今後新たな事実が判明した場合や関係職員への処分を行った場合には、別途お知らせいたします。

1. 経緯と概要

令和8年1月30日に奄美市による定期監査を受けたことを発端として、不適正な会計処理が発覚いたしました。

当協会が調査を実施いたしましたところ、当協会の経理担当職員（以下「当該職員」という。）が会計処理を担当していた令和5年4月1日から令和8年1月31日までの2年10か月間において、次のとおり不適正な処理があったことが判明いたしました。

- ①当該職員による横領（3,760,180円）
うち返金額（1,415,313円）
未返金額（2,344,867円）
 - ②現金出納帳、会計ソフト入力時の経費水増し（精査中）
 - ③現金出納帳、会計ソフト入力時の入力間違いや入力漏れ等による誤計上（精査中）
 - ④未収金、未払金（精査中）
- ※金額につきましては令和8年2月24日時点で判明しているものであり、今後の調査によっては変更になる場合がございます。

2. 原因

当該職員による不適正な会計処理が行われていましたが、当該職員で会計業務が概ね完了する体制であったこと、会計処理を他職員がチェックする体制が不十分であったことから、組織として不適正な会計処理を発見することができませんでした。

3. 当協会の対応

発覚後直ちに組織内で調査体制を編成し、通帳、現金出納帳、振替伝票、請求書、領収書等の突合のほか、当該職員への聞き取り調査を実施いたしました。現在、調査結果を取りまとめの上、当該職員の処分等について、検討してまいります。また、令和5年度及び令和6年度の決算修正については、税理士の指導のもと対応してまいります。

4. 再発防止に向けた取組み

当協会では、不適正な会計処理を組織としてチェックできていなかったことによりこのような不正行為が発生したことを厳粛に受け止め、今後の再発防止策として、以下の取組を行ってまいります。

- ①複数の職員による振替伝票と請求書、領収書、契約書等の証憑書類の確認作業の徹底
- ②複数の職員による毎月末及び年度末の通帳残高の確認の徹底
- ③会計監査における通帳と会計帳簿、請求書、領収書、契約書等の証憑書類の突合の徹底